平成 28 年 11 月 10 日

各　　位

会 社 名　　株式会社オウチーノ
代表者名　　代表取締役社長兼 CEO　　井端　純一
（コード番号：6084　マザーズ市場）
問合せ先　　執行役員 CFO　　村田　吉隆
（TEL. 03-5402-6887）

（訂正）「当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び投資契約書締結のお知らせ」の一部訂正について

平成 28 年 10 月 28 日付で開示いたしました「当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び投資契約書締結のお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします（訂正箇所には下線を付しております。）。

記

１．訂正箇所

平成 28 年 10 月 28 日付で開示いたしました「当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び投資契約書締結のお知らせ」「３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「（２）意見の根拠及び理由」「（ア）本公開買付けの概要」（２頁から５頁）

２．訂正内容

【訂正前】

（前略）

本日現在、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますが、公開買付者は、本第三者割当増資（公開買付者）及び本自己株式処分を組み合わせることにより当社の議決権の過半数の取得を目的として行うものであること、及び、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であること、また、応募を希望する株主の皆様に少しでも株式売却の機会を提供する観点から、本公開買付けにおいては、公開買付者の本公開買付けによる取得分（本自己株式処分による取得分を含みます。）及び本第三者割当増資（公開買付者）による取得分並びに本第三者割当増資（顧問候補者ら）による顧問候補者らの取得分に関して、本第三者割当増資による最小発行株式数を公開買付者と当社との協議の上 506,500 株とし、仮に本公開買付けに当社の発行済株式総数（1,288,500 株）の全ての応募があった場合においても、本第三者割当増資後の株券等所有割合（以下「増資後株券等所有割合」といいます。（注１））が 66.00%となるよう、買付予定数の上限を 645,000 株（所有割合（注２）：50.06%）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といい

ます。）の総数が買付予定数の上限（645,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。（以下「法」といいます。））第 27 条の 13 第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

（中略）

（注１）　「増資後株券等所有割合」とは、当社が平成 28 年８月 10 日に提出した第 14 期第２四半期報告書（以下「当社第 14 期第２四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、本第三者割当により発行及び処分される当社株式数（本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される当社株式の数が 50,100 株（仮に、本公開買付けに当社の発行済株式総数の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株式数）であったときには、556,600 株）に係る議決権数（前記括弧内の場合には、5,566 個）を加算した議決権数（前記括弧内の場合には、17,446 個）を分母として算出される割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、増資後株券等所有割合の計算において同じです。

（中略）

また、上記（注１）から（注３）の計算式にて算出した本プレスリリース記載の各株数に係る各割合を整理すると以下のとおりとなります。

分子	増資後株券等所有割合（注１）	所有割合（注２）	増資後完全希薄化ベース持株割合（注３）
①	36.97%	50.06%	―
②	17.44%	23.61%	12.86%
③	66.00%	89.37%	―
④	61.62%	110.17%	60.00%
⑤	16.52%	22.37%	12.18%
⑥	0.92%	1.24%	0.68%
⑦	5.73%	7.76%	4.23%
⑧	23.17%	31.37%	17.09%

① 買付予定数の上限（645,000 株）
② 買付予定数の下限（304,200 株）
③ 本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる当社株式の合計数（1,151,500 株）に係る議決権数（11,515 個）
④ 本公開買付けが応募合意株主及び当社が所有する当社株式の合計数（404,200 株）のみで成立した場合において、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる当社株式の合計数（1,419,500 株）

⑤ 井端氏が所有する当社株式の全て（288,200 株）
⑥ 井端まどか氏が所有する当社株式の全て（16,000 株）
⑦ 当社が所有する自己株式の数（100,000 株）
⑧ 応募合意株主及び自己株式の合計数（404,200 株）

当社は、平成 28 年 10 月 28 日開催の当社取締役会において、公開買付者及び顧問候補者らを割当予定先とし本第三者割当増資及び本自己株式の処分について決議していますが、公開買付者は、本第三者割当増資（公開買付者）に関して、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資（公開買付者）における公開買付者に対する募集株式の数として当社が決議した株式数）（本公開買付けが応募合意株主が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式の合計数（404,200 株）の応募のみで成立した場合）、最小で 419,000 株（本公開買付けが買付予定数の上限（645,000 株）で成立した場合）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる当社株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、当社が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式及び処分株式の数として当社が決議した株式数（1,027,800 株）のうち一部について払込みを行わない可能性があります。他方、本第三者割当は、本公開買付けの成立及び本投資契約書に定める前提条件が満たされることを条件としており、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。

（後略）

【訂正後】

（前略）

本日現在、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますが、公開買付者は、本第三者割当増資（公開買付者）及び本自己株式処分を組み合わせることにより当社の議決権について本第三者割当増資後の株券等所有割合（以下「増資後株券等所有割合」といいます。（注１））で 61.63%から 66.00%までの取得を目的として行うものであること、及び、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であること、また、応募を希望する株主の皆様に少しでも株式売却の機会を提供する観点から、本公開買付けにおいては、公開買付者の本公開買付けによる取得分（本自己株式処分による取得分を含みます。）及び本第三者割当増資（公開買付者）による取得分並びに本第三者割当増資（顧問候補者ら）による顧問候補者らの取得分に関して、本第三者割当増資による最小の発行株式数（本第三者割当増資により公開買付者及び顧問候補者らに発行される当社株式数のうち最小のもの）を公開買付者と当社との協議の上 506,500 株とし、仮に本公開買付けに当社の発行済株式総数（1,288,500 株）の全ての応募があった場合においても、増資後株券等所有割合が 66.00%となるよう、買付予定数の上限を 645,000 株（所有割合（注２）：50.06%）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（645,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買

付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。（以下「法」といいます。））第 27 条の 13 第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

（中略）

（注１）　「増資後株券等所有割合」とは、本公開買付け及び本第三者割当の結果新たに発行及び処分されることとなる当社株式に係る議決権数を踏まえた株券等所有割合であって、具体的には、当社が平成 28 年８月 10 日に提出した第 14 期第２四半期報告書（以下「当社第 14 期第２四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年６月 30 日現在の総株主の議決権の数（11,880 個）に、本第三者割当により発行及び処分される当社株式数に係る議決権数を加算した議決権数を分母として算出される割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、増資後株券等所有割合の計算において同じです。なお、本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される当社株式の数が 50,100 株（仮に、本公開買付けに当社の発行済株式総数（1,288,500 株）の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数）であったときには、本第三者割当により発行及び処分される当社株式数は 556,600 株、その議決権個数は 5,566 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数 17,446 個を分母として算出されることとなります。

（中略）

また、上記（注１）から（注３）の計算式にて算出した本プレスリリース記載の各株数に係る各割合を整理すると以下のとおりとなります。

分子	増資後株券等所有割合（注１）	所有割合（注２）	増資後完全希薄化ベース持株割合（注３）
①	36.97%	50.06%	―
②	13.81%	23.61%	12.86%
③	66.00%	89.37%	―
④	61.63%	110.17%	60.00%
⑤	12.51%	22.37%	12.18%
⑥	0.69%	1.24%	0.68%
⑦	4.34%	7.76%	4.23%
⑧	17.55%	31.37%	17.09%

① 買付予定数の上限（645,000 株）
② 買付予定数の下限（304,200 株）
③ 本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる当社株式の合計数（1,151,500 株）に係る議決権数

（11,515 個）

④ 本公開買付けが応募合意株主及び当社が所有する当社株式の合計数（404,200 株）のみで成立した場合において、公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる当社株式の合計数（1,419,500 株）

⑤ 井端氏が所有する当社株式の全て（288,200 株）

⑥ 井端まどか氏が所有する当社株式の全て（16,000 株）

⑦ 当社が所有する自己株式の数（100,000 株）

⑧ 応募合意株主及び自己株式の合計数（404,200 株）

（注）「増資後株券等所有割合」の算定において、(i) 分子が上記①及び③の場面では、分母に係る議決権の個数を 17,446 個として算定しています。これは、本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される当社株式の数が 50,100 株（仮に、本公開買付けに当社の発行済株式総数の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数）であったときを想定したものです（本第三者割当により発行及び処分される当社株式数は 556,600 株、その議決権個数は 5,566 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数が 17,446 個となります。）。また、(ii) 分子が上記②の場面では、分母に係る議決権の個数を 22,033 個として算定しています。これは、本公開買付けが応募合意株主が所有する当社株式の合計数（304,200 株）のみで成立した場合を想定したものです（この場合、本第三者割当増資により発行される当社株式数は 1,015,300 株（本第三者割当増資における最大の発行株式数（以下「最大発行株式数」といいます。））、その議決権個数は 10,153 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数が 22,033 個となります。）。他方、(iii) 分子がそれら以外の場面（上記④、⑤、⑥、⑦及び⑧の場面）では、分母に係る議決権の個数を 23,033 個として算定しています。これは、本公開買付けが応募合意株主及び当社が所有する当社株式の合計数（404,200 株）のみで成立した場合を想定したものです（この場合、本第三者割当により発行及び処分される当社株式数は 1,115,300 株（最大発行株式数（1,015,300 株）に応募予定の自己株式 100,000 株を加算した株式数）、その議決権個数は 11,153 個となり、これを前述の総株主の議決権の数（11,880 個）に加算した議決権数が 23,033 個となります。）。

当社は、平成 28 年 10 月 28 日開催の当社取締役会において、公開買付者及び顧問候補者らを割当予定先とし本第三者割当増資及び本自己株式の処分について決議していますが、公開買付者は、本第三者割当増資（公開買付者）に関して、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で 927,800 株（本第三者割当増資（公開買付者）における公開買付者に対する募集株式の数として当社が決議した株式数であって、本第三者割当増資による公開買付者に対する最大の発行株式数（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が 404,200 株（応募合意株主が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式の合計数）から 504,999 株までの数であった場合））、最小で 419,000 株（本公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合（645,001 株以上の応募があった場合）において発行される、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式の数（自己株式を除きます。）。）の範囲内で、本取引後において公開買付者及び顧問候補者らが所有することとなる当社株式の合計数の増資後株券等所有割合が最大 66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定で

す。また、本自己株式処分における公開買付者に対する自己株式（最大 100,000 株、最小 50,100 株）の処分については、当社が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。そのため、公開買付者は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における公開買付者に対する募集株式及び処分株式の数として当社が決議した株式数（1,027,800 株）のうち一部について払込みを行わない可能性があります。他方、本第三者割当は、本公開買付けの成立及び本投資契約書に定める前提条件が満たされることを条件としており、公開買付者は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち公開買付者に係る払込みの全部を行わない予定です。

（後略）

以 上